

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月26日

【発行者名】 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
(注)平成28年5月1日付で、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJGlobal Custody S.A.)はその名称をルクセンブルク三菱ＵＦＪインベスターサービス銀行Ｓ．Ａ．(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking(Luxembourg) S.A.)に変更する。

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治
同 中野 恵太

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
(MUAM Global Cayman Trust)
- P I M C O インカム・ファンド 米ドル
(PIMCO Income Fund USD)
- P I M C O インカム・ファンド 円
(PIMCO Income Fund JPY)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】当初申込期間

P I M C O インカム・ファンド 米ドル - 年 1 回分配クラス受益証券：2.5億アメリカ合衆国ドル（約302億円）を上限とする。

P I M C O インカム・ファンド 円 - 年 1 回分配クラス受益証券：250億円を上限とする。

継続申込期間

P I M C O インカム・ファンド 米ドル - 毎月分配クラス受益証券：50億アメリカ合衆国ドル（約6,031億円）を上限とする。

P I M C O インカム・ファンド 円 - 毎月分配クラス受益証券：5,000億円を上限とする。

P I M C O インカム・ファンド 米ドル - 年 1 回分配クラス受益証券：50億アメリカ合衆国ドル（約6,031億円）を上限とする。

P I M C O インカム・ファンド 円 - 年 1 回分配クラス受益証券：5,000億円を上限とする。

（注 1）各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。各サブ・ファンドの参照通貨は以下の通りである。

P I M C O インカム・ファンド 米ドル：アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）

P I M C O インカム・ファンド 円：日本円（以下「円」という。）

（注 2）米ドルの円貨換算は、平成27年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝120.61円による。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年2月12日に提出した有価証券届出書について平成28年2月23日に有価証券届出書の訂正届出書を提出致しましたが、本訂正届出書における証券情報の訂正については、受益証券の申込みを行った投資家が日本における販売会社または販売取扱会社に対して払込みを行う日を変更するものではなく、当初申込期間に関して日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額がサブ・ファンドの口座に払い込まれる日を変更するものであり、投資家が関心を有すると考えられる事項は当該投資家が日本における販売会社または販売取扱会社に対して払込みを行う日であると考えられること、日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額がサブ・ファンドの口座に払い込まれる日の変更は投資家の投資判断に影響を与えるものではないと考えられること、日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額がサブ・ファンドの口座に払い込まれる日は参考情報として証券情報に記載しているものであること、および日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額がサブ・ファンドの口座に払い込まれる日の変更はサブ・ファンドの運用に影響を与えるものではないことから、軽微なものに該当すると認められたので、有価証券届出書の訂正届出書の提出を行いました。

2【訂正の内容】

該当事項はありません。